

2. 障害児入所支援

(1) 基本報酬の適用について

(問) 主たる対象とする障害以外の障害の児童を受け入れた場合、基本報酬はどのように算定されるのか。

- 今般の改正法の趣旨等を踏まえ、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援が確保できるよう、障害種別（知的、自閉症、盲ろうあ、肢体不自由、重症心身障害）に応じた基本報酬を算定。
- 主たる対象とする障害以外の障害種別の基本報酬を算定するためには、それぞれの障害を受け入れるための施設基準を満たすことが必要。

例： 定員30名の福祉型障害児入所施設（主たる障害が知的障害の場合）において、主たる障害が肢体不自由を入所させる施設の基準を満たし、肢体不自由児5名に支援した場合
知的障害児 25名 → 知的障害児の場合の報酬（利用定員21人以上30人以下）
肢体不自由児 5名 → 肢体不自由児の場合の報酬（利用定員50人以下）

(問) 18歳以上の障害児施設入所者については、どのように報酬を算定するのか。

（福祉型の場合）

- 引き続き、必要なサービスを受けることができるよう、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの指定に当たっては特例措置を設けることとしている。
- 特例による指定を受けている場合は、福祉型障害児入所給付費の報酬単位を生活介護と施設入所支援に按分。
- 報酬単位には、障害児入所支援の加算が算定される場合は当該加算を含める。
- 按分する割合は、通常の生活介護及び施設入所支援の報酬単位を合算した際に生活介護又は施設入所支援の割合等を踏まえ、生活介護については、94／100、施設入所支援については、32／100とする。

（医療型の場合）

- 第1種自閉症児施設又は肢体不自由児施設からの移行については、現行の療養介護の経過措置利用者の報酬（療養介護サービス費（V））を適用。

(参考)

自閉症児の場合 318 単位、肢体不自由児の場合 146 単位

→ 療養介護サービス費（V）359～413 単位（定員規模に応じて）

- 重症心身障害児施設からの移行については、概要第2の7の（3）のとおり。
- なお、会計区分については、できる限り施設に負担とならないよう今後検討。

（2）加算の適用について

①児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）

（問）児童発達支援管理責任者専任加算（仮称）の算定要件如何。

- 児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、基準上、管理者との兼務を可能としているが、基本報酬の中で管理者を評価していることから、児童指導員又は保育士等の基準を超えているものを児童発達支援管理責任者として別途専任で配置した場合に加算を算定できる。
- その他、加算を算定できる場合として、主として重症心身障害を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、療養介護と一体的に行うこと可能（児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者との兼務は可能。）としているため、サービス管理責任者と兼務している場合であっても、加算を算定できる。
* この場合の定員規模の算定に当たっては、合計の定員数に応じて算定。
- 他の事業を併設している場合は、単独施設と同様の取扱いとなることから、それぞれ基準を満たす必要があり、児童発達支援管理責任者を別途配置した場合に加算を算定できる。

②小規模グループケア加算（仮称）

（問）小規模グループケア加算（仮称）の算定要件如何。

- 虐待を受けた児童等への支援に効果的とされている小規模グループケアによる療育や心理的ケアを行った場合に加算を算定。
- 具体的な要件については、今後、別途お示しする。

③従来の加算

(問) 従来の加算は、平成24年4月以降も算定できるのか。

- 以下のとおり、移行が想定される改正前の報酬で評価していた加算については、次の※を除き、継続して算定できる。

(加算一覧)

1 障害児入所施設給付費

- ・職業指導員加算（肢体不自由を除く）
- ・重度障害児支援加算
- ・重度重複障害児加算
- ・強度行動障害児特別支援加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・幼児加算（盲ろうあに限る）
- ・心理担当職員配置加算
- ・看護師配置加算（自閉症及び肢体不自由を除く）
- ・入院・外泊時加算（注）施設入所支援と同様の見直しを行う
- ・自活訓練加算（知的障害及び自閉症に限る）
- ・入院時特別支援加算
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・地域移行加算
- ・栄養士配置加算
- ・栄養マネジメント加算

※ 小規模加算（定員が小規模の施設において、指定基準に定める員数に加え、児童指導員又は保育士を配置している場合に加算）については、当該配置を指定基準上に義務付けるため、基本報酬において評価。

2 医療型障害児入所施設給付費

- ・重度障害児支援加算（重心を除く）
- ・重度重複障害児加算（重心を除く）
- ・乳幼児加算（肢体不自由に限る）
- ・自活訓練加算（自閉症に限る）
- ・福祉専門職員配置等加算
- ・地域移行加算

平成24年度予算案における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費 403, 260千円 → 420, 838千円(+17, 578千円)

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備するとともに、(2)から(5)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

(新)(5)普及啓発事業

障害者虐待防止法における障害者虐待の通報義務等の広報その他の啓発活動を実施する。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)

※ (3)及び(4)のうち虐待事例の分析等は都道府県のみ

4 補 助 率 (1)・(2)・(4) 国1／2・都道府県1／2 又は 国1／2・市町村(直接補助)1／2

(3)・(5) 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費 3, 450千円 → 4, 004千円(+554千円)

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

平成24年度予算案:420,838千円

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(5)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受け入れについて支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(5)普及啓発事業

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成24年度予算案:4,004千円)

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

(参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況

都道府県名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業					障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業	専門性強化事業		
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他		医学的	法的	有識者連携
北海道	○						○			
青森県							○			
岩手県	○		○				○			
宮城県	○						○			
秋田県							○			
山形県							○			
福島県										
茨城県	○						○		○	
栃木県										
群馬県	○						○			
埼玉県							○			
千葉県					○	○	○			
東京都	○						○			
神奈川県	○						○			
新潟県	○						○			○
富山県							○	○		
石川県	○						○			
福井県	○						○			
山梨県	○						○	○		
長野県										
岐阜県							○			
静岡県										
愛知県	○						○			
三重県							○			
滋賀県	○						○			
京都府							○			
大阪府							○	○		○
兵庫県							○			
奈良県							○			
和歌山県	○						○			
鳥取県	○						○	○		
島根県							○			
岡山県							○			
広島県	○						○			
山口県							○			
徳島県	○						○			
香川県	○				○	○	○	○	○	○
愛媛県	○	○		○		○	○	○	○	
高知県	○						○			
福岡県							○			
佐賀県							○			
長崎県							○			
熊本県										
大分県							○			
宮崎県										
鹿児島県										
沖縄県										
実施 都道府県数	20	1	1	2	2	6	39	2	3	3

市区町村名	連携協力 体制整備事 業	家庭訪問等 個別支援事業					専門性強化事業	
		家庭訪問	相談窓口強 化	一時保護	カウンセリン グ	その他	医学的	法的
川崎市	○							
京都市							○	
大阪市				○			○	○
函館市	○					○		
高槻市						○		
久留米市			○	○		○		○
石巻市	○	○		○		○		○
大子町	○	○	○	○	○		○	○
千代田区				○		○		
港区				○				
豊島区	○					○		
三鷹市				○				
上越市	○							
蒲郡市	○		○			○		
近江八幡市	○			○		○		○
東近江市	○			○		○		○
日野町	○			○		○		○
竜王町	○			○		○		○
甲賀市	○							
朝来市	○							
大和郡山市	○	○	○					
実施 市区町村数	14	3	4	11	1	11	2	9

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。

(参考) 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応

国における対応

- (1) 全国会議において、都道府県・市町村に施行に向けた準備を依頼（昨年9月開催）
- (2) 国研修の実施(昨年12月実施。来年度は6～7月頃を予定。)
 - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (3) 都道府県・市町村職員向けのマニュアルの作成（本年3月）
- (4) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
 - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進（本年4月・10月）
 - 自治体に障害者虐待の状況等の調査を実施（本年2月頃を目途に調査内容案提示）

都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等（本年度中）
 - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
 - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施（本年1月頃～）
 - 国研修を受け、市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）
 - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
 - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
 - 市町村の準備状況に対する助言
 - サービス事業者への指導
 - 業務マニュアル・指針等の策定

市町村における対応

(1) 体制整備に向けた検討（本年度中）

- 市町村センターの設置方法・体制等の検討
- 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催

(2) 都道府県研修の受講（本年1月頃～）

(3) 体制整備に向けた具体的な準備（本年9月まで）

- 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
- 地域の関係機関との連携会議の開催
- 業務マニュアル・指針等の策定

都道府県・市町村における障害者虐待防止の体制整備状況調査(案)

1 調査の概要

障害者虐待防止法の施行に向けた都道府県及び市町村における体制整備の状況を把握する。

2 調査時点

平成24年4月・10月時点

3 主な調査項目

(1) 市町村

- ① 市町村障害者虐待防止センターについて
 - ・ 設置方法（単独市町村・複数市町村による共同設置）
 - ・ 直営・委託の状況（委託先・委託している事務の内容）
 - ・ 人員体制
 - ・ 住民・事業者・関係機関への市町村障害者虐待防止センターの周知
- ② 障害者虐待防止に関する住民・事業者・関係機関への啓発活動の実施（講演会・広報紙）
- ③ 関係機関との連絡会議の開催状況
- ④ 独自の障害者虐待対応マニュアル等の作成
- ⑤ 障害者虐待防止に関する研修（国及び都道府県）への職員の受講の有無

(2) 都道府県

- ① 都道府県障害者権利擁護センター
 - ・ 直営・委託の状況（委託先・委託している事務の内容）
 - ・ 人員体制
 - ・ 住民・事業者・関係機関への都道府県障害者権利擁護センターの周知
- ② 障害者虐待防止に関する住民・事業者・関係機関への啓発活動の実施（講演会・広報紙）
- ③ 関係機関との連絡会議の開催状況
- ④ 独自の障害者虐待対応マニュアル等の作成

障害者虐待の状況等調査(案)

1 調査の概要

障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の通報等への対応状況を把握する。

2 調査時点

平成25年4月（平成24年4月～平成24年9月（法施行前分）・平成24年10月～平成25年3月（法施行後分）の状況を調査。）

※ 以降、毎年度調査を実施。

3 主な調査項目

(1) 市町村

① 養護者による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
 - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
- 虐待と判断した件数
 - ・ 虐待の類型（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
 - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分・障害福祉サービスの利用状況・世帯構成・虐待者の続柄）
 - ・ 市町村の対応（分離・成年後見制度の利用）

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
 - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
 - ・ 事実確認の対象となった障害者福祉施設等の種別（障害者支援施設・共同生活介護等）
- 虐待と判断した件数
 - ・ 虐待の類型（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
 - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分）
 - ・ 虐待者（性別・年齢・職種）
- 市町村の対応（指導・改善計画の提出依頼等）
- 市町村の対応に対する障害者福祉施設等が行った改善措置（改善計画の提出・対応）
- 都道府県への報告件数

③ 使用者による障害者虐待

- 相談・通報受理件数
 - ・ 相談・通報者（本人・家族・労働者等）
 - ・ 相談・通報に係る事業所の業種
- 都道府県への通知件数

(2) 都道府県

① 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

- 市町村からの報告件数
- 相談・通報受理件数（都道府県が直接受けた件数）
 - ・ 相談・通報者（本人・家族・近隣住民・相談支援専門員・施設職員・民生委員等）
- 事実確認調査の実施件数
 - ・ 事実確認の対象となった障害者福祉施設等の種別（障害者支援施設・共同生活介護等）
- 虐待と判断した件数
 - ・ 虐待の類型（身体的・性的・心理的・介護等放棄・経済的）
 - ・ 被虐待者（性別・年齢・障害者手帳・障害程度区分）
 - ・ 虐待者（性別・年齢・職種）
- 都道府県の対応（指導・勧告・立入検査・改善命令・事業の停止・指定取消等）
- 都道府県の対応に対する障害者福祉施設等が行った改善措置（改善計画の提出・対応）

② 使用者による障害者虐待

- 市町村からの報告件数
- 相談・通報受理件数（都道府県が直接受けた件数）
 - ・ 相談・通報者（本人・家族・労働者等）
 - ・ 相談・通報に係る事業所の種別（業種）
- 都道府県労働局への報告件数

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

目的

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布)

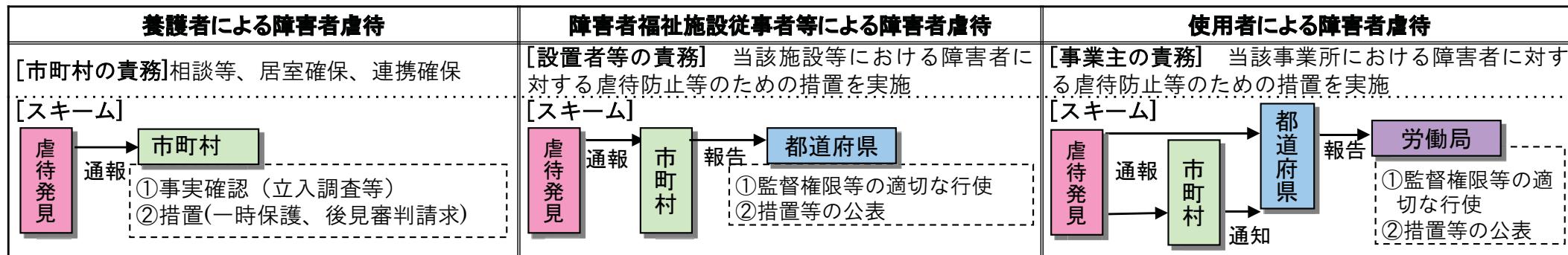
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう(改正後障害者基本法2条1号)。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- 平成24年10月1日から施行する。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

改正後の身体・知的障害者相談員に係る規定

○ 改正後の身体障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(身体障害者相談員)

第十二条の三 市町村は、身体に障害のある者の福祉の増進を図るため、身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、身体に障害のある者の更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4（略）

○ 改正後の知的障害者福祉法(平成24年4月1日施行)

(知的障害者相談員)

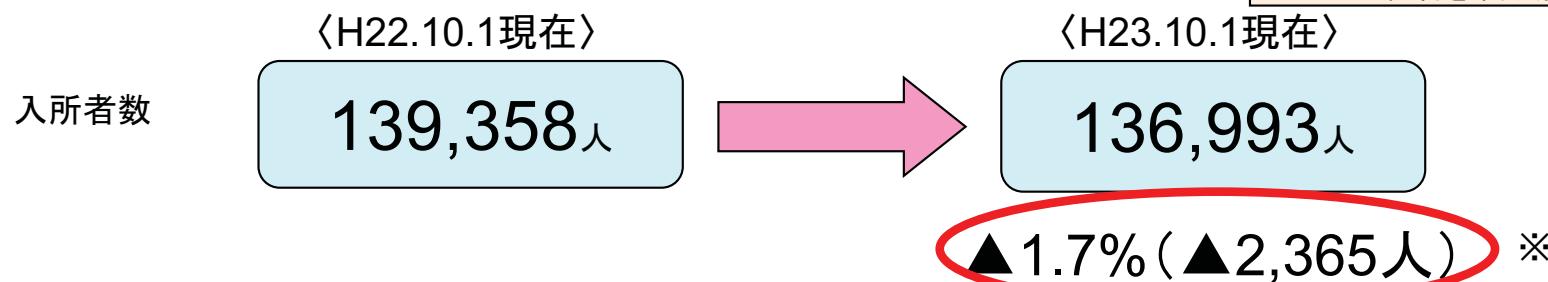
第十五条の二市町村は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。）の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うこと（次項において「相談援助」という。）を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、障害の特性その他の事情に応じた相談援助を委託することが困難であると認められる市町村がある場合にあつては、当該市町村の区域における当該相談援助を、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生援護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。

3・4（略）

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について①

1 入所者の推移



2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場の内訳

地域生活移行	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	死亡	その他	計	新規入所者
4,836人 (47.5%)	1,068人 (10.5%)	463人 (4.5%)	42人 (0.4%)	1,443人 (14.2%)	1,990人 (19.5%)	339人 (3.3%)	10,181人	7,803人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況

〈H22.10.1→H23.10.1〉

地域生活へ移行した者

4,836人

3.5%(H22.10.1入所者数をベースとして地域生活へ移行した割合)

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭復帰	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
1,863人 (38.5%)	617人 (12.8%)	95人 (2.0%)	28人 (0.6%)	1,487人 (30.7%)	606人 (12.5%)	64人 (1.3%)	76人 (1.6%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況について②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練 (機能訓練)	自立訓練 (生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	旧体系施設 (授産)	旧体系施設 (授産以外)
1,215人 (25.1%)	47人 (1.0%)	106人 (2.2%)	217人 (4.5%)	68人 (1.4%)	1,026人 (21.2%)	104人 (2.2%)	63人 (1.3%)
地域活動支援 センター	一般就労	学校	精神科 デイケア等	通所介護 (介護保険)	その他の活動	未定	不明
115人 (2.4%)	362人 (7.5%)	42人 (0.9%)	435人 (9.0%)	148人 (3.1%)	163人 (3.4%)	502人 (10.4%)	223人 (4.6%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1)新規入所者の入所前の内訳

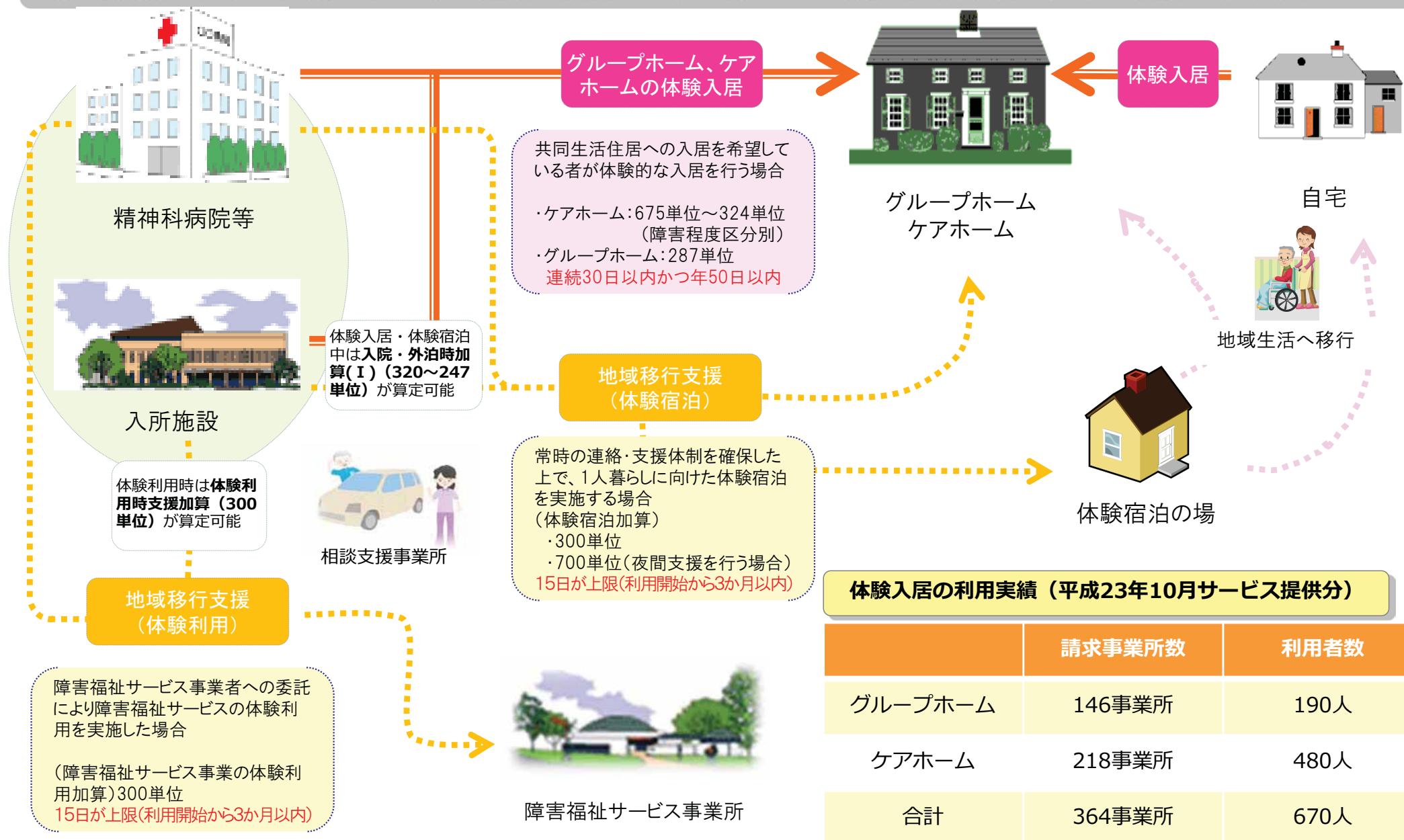
地域生活	他入所施設 (障害)	他入所施設 (老人)	地域移行型 ホーム	病院	その他	計
3,027人 (38.8%)	1,507人 (19.3%)	124人 (1.6%)	28人 (0.4%)	2,604人 (33.4%)	513人 (6.6%)	7,803人

(2)地域生活の内訳

共同生活介護	共同生活援助	福祉ホーム	通勤寮(旧法)	家庭	1人暮らし・結婚等		その他
					民間住宅	公営住宅	
211人 (7.0%)	102人 (3.4%)	20人 (0.7%)	19人 (0.6%)	2,453人 (81.0%)	134人 (4.4%)	20人 (0.7%)	68人 (2.2%)

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

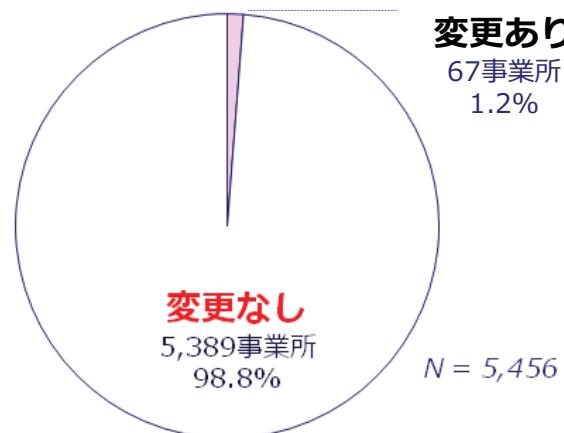
施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や障害福祉サービスの体験利用を促進。



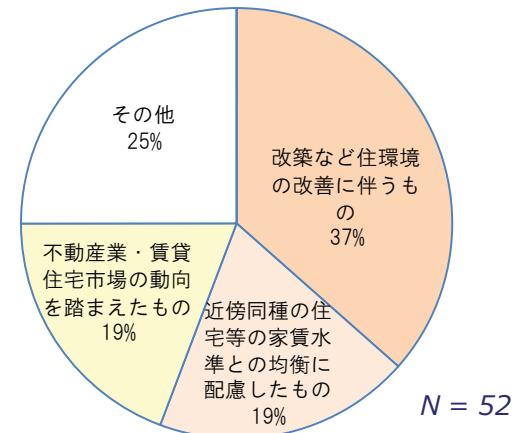
グループホーム等の家賃に関するアンケート調査結果

- 1 調査時点： 平成23年12月15日
 2 調査対象： 調査時点におけるすべてのグループホーム、ケアホーム事業所
 3 調査内容： 平成23年10月1日以降の利用者の家賃額の変更状況/平成23年10月1日以降の都道府県における家賃助成制度の変更状況

① 10月1日以降の家賃額の変更の有無



③ 家賃を増額した事業所の増額理由



(その他の主な理由) ※

- ☆ 居室の広さだけでなく居室の日当たり具合も考慮して家賃額を見直したものの
- ☆ 利用者負担を軽減するため、共用部分の家賃相当額を法人で負担していたが、利用者に説明の上、家賃を増額したもの

※ 増額後の家賃額は近傍同種の住宅等の家賃水準との均衡に配慮したものとなっている

④ 家賃助成制度（単独事業）を有していた都県の対応状況（H23.10）

事業所数	事業所	家賃変更額					減額
		増額			計		
~2,500円	2,501円~5,000円	5,001円~7,500円	7,501円~10,000円				
変更のあった事業所	65	15	20	6	11	52	15
ケアホーム	9	3	1	0	2	6	3
グループホーム	23	6	6	1	4	17	7
ケアホーム・グループホーム一体型	33	6	13	5	5	29	5

※ 複数の変更区分に該当する事業所については、重複して計上

都県名	～H23.9.30	H23.10.1～
群馬県	単独事業 (所得要件なし)	0.75万円 国制度と合わせ 単独事業 (課税世帯) 1.0万円
千葉県	単独事業2.5万円	国制度と合わせ 3.0万円
東京都	単独事業 (所得要件あり)	1.2～6.98万円 国制度と合わせ (すべての非課税世帯) 1.2～6.98万円
三重県	単独事業	0.75万円 国制度と合わせ 1.0万円
兵庫県	単独事業	2.0万円 国制度と合わせ 2.5万円

グループホーム等における消防設備の設置義務

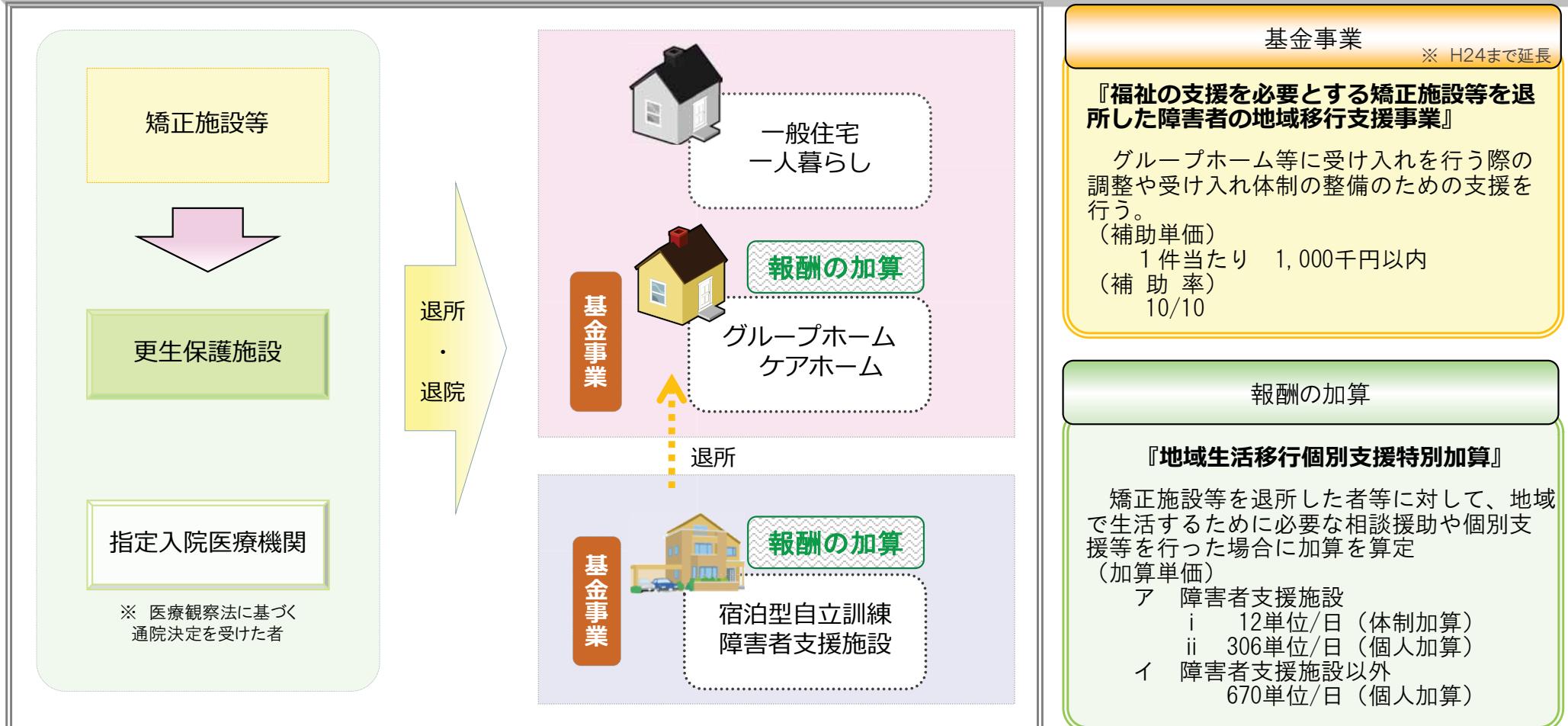
【 平成21年4月～ 】

対象施設 ※ アンダーライン部分が改正により追加	スプリンクラー設備		自動火災報知設備		消防機関への通報装置	
	改正前	平成21年4月～	改正前	平成21年4月～	改正前	平成21年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、ケアホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）口関係						
①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・ <u>短期入所・ケアホーム</u> （障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	1 0 0 0 m ³ 以上 (平屋建てを除く)	<u>2 7 5 m³以上</u>	3 0 0 m ³ 以上	<u>全ての施設</u>	5 0 0 m ³ 以上	<u>全ての施設</u>
【上記以外（通所施設、グループホーム等）】 ※消防法施行令別表第1（6）ハ関係						
①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・ <u>短期入所・ケアホーム</u> （障害程度区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、 <u>児童デイ</u> 、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）、 <u>グループホーム</u>	6 0 0 0 m ³ 以上 (平屋建てを除く)		3 0 0 m ³ 以上		5 0 0 m ³ 以上	

※ 既存施設は、平成24年3月末までの猶予期間が設けられている。

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行支援について

矯正施設を退所した障害者等の地域生活への移行を支援するため、地域生活定着支援センター等からの受け入れ依頼を受け、グループホーム等で受け入れ調整等を行った場合に、**障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）及び報酬の加算**で評価。



基金事業

※ H24まで延長

『福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業』

グループホーム等に受け入れを行う際の調整や受け入れ体制の整備のための支援を行う。

(補助単価)

1件当たり 1,000千円以内

(補 助 率)

10/10

報酬の加算

『地域生活移行個別支援特別加算』

矯正施設等を退所した者等に対して、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合に加算を算定

(加算単価)

ア 障害者支援施設

i 12単位/日 (体制加算)

ii 306単位/日 (個人加算)

イ 障害者支援施設以外

670単位/日 (個人加算)

連絡・調整

保護観察所

連携

地域生活定着支援センター

連携

相談支援事業所等

公営住宅における障がい者施策について

公営住宅は、憲法第25条(生存権の保障)の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの。

○地方公共団体は、公営住宅を建設(又は民間住宅を買取り・借上げ)して管理

○国は、整備及び家賃の低廉化に要する費用の概ね45%を、社会資本整備総合交付金により支援。

1. 整備・改善

- ①新たに整備される公営住宅については、整備基準(※)において、バリアフリー対応等を標準仕様化。
- ②心身障がい者に特に必要な設備工事費については、助成対象限度額を引き上げて支援。
- ③新築だけでなく、既存の公営住宅についても、障がい者向け改善やバリアフリー化、エレベーター設置等の改善工事について助成。

2. 入居者資格

- ①同居親族要件(※)について、同居している親族があることを原則としているが、障がい者世帯等については、単身入居が可能。
ただし、「身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けられることができず、又は受けられることが困難であると認められる者」については、現行法令上、単身入居は不可(※)
- ②入居収入基準(※)について、月収15万8千円(収入分位25%)以下を原則としているが、障がい者世帯等については、地方公共団体の裁量により、月収21万4千円(収入分位40%)まで基準の引き上げが可能。

3. 優先入居

- 障がい者等、特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居選考において優先的に取り扱うことが可能。
(倍率優遇方式、戸数枠設定方式、ポイント方式)

4. 目的外使用

- 社会福祉法人等に対し、公営住宅を知的・精神・身体障がい者向けのグループホーム・ケアホーム等として使用させることが可能。

※地域主権一括法により、「同居親族要件」については廃止、「整備基準」、「入居収入基準」については、条例委任予定。

整備のイメージ



上下可動式流し台



上下可動式洗面台



手すり付き浴槽



身障者用便器

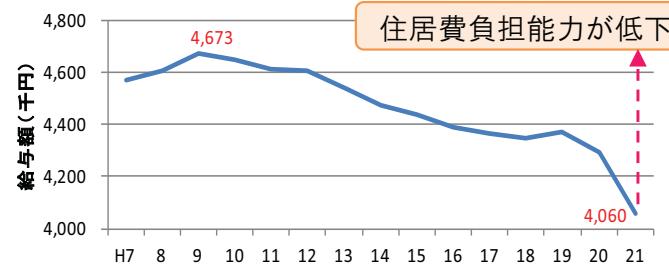
民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業

24年度政府案 10,000百万円
(日本再生重点化措置)

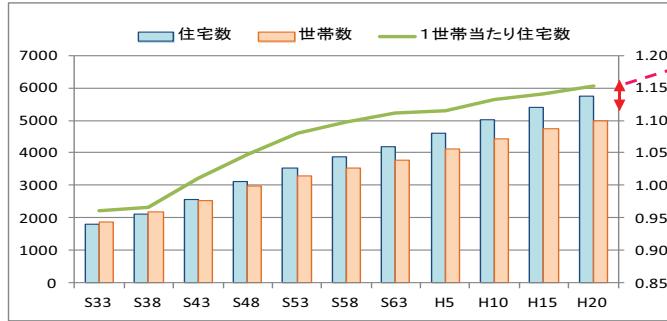
現状・課題

- 近年、厳しい経済・雇用情勢の下、雇用者の所得水準の低下により住居費負担能力が低下し、住宅に困窮する者が増加する傾向。
- 公営住宅の応募倍率も依然として高い水準で推移しており、さらに、地方公共団体の財政状況の悪化から、公的賃貸住宅の供給に依存した住宅セーフティネットの取組みは限界。【公営住宅応募倍率：8.8倍（H21年度）】
- 民間賃貸住宅の空家は一貫して増加傾向にあり、その有効活用が課題。

過去15年間の平均給与の推移



住宅ストックと世帯数の推移



居住者のいない住宅 799万戸
うち、空家 757万戸
(空家率13.1%)
うち、賃貸住宅空家 413万戸
(空家率18.8%)

住宅ストック数と世帯数の間におけるギャップは年々増大しており、空家の有効活用が課題となる。

事業概要

○ 民間住宅を活用した住宅セーフティネットの充実

以下に示す要件①を満たす住宅について一定の改修工事②が行われる場合、地方公共団体と連携③し、国が民間事業者に対して住宅の改修費の一部を直接支援。【補助率：1／3、補助限度額：100万円/空家】

① 補助対象住宅の要件

- ・ 賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること
- ・ 災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結すること
- ・ 改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、障害者世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- ・ 適切な管理が行われること 等

② 補助対象工事

- (1) 加齢対応構造等に係る工事（省エネ改修工事を含む。）
- (2) 共用部分に係る改修工事（耐震改修、省エネ改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事）

③ 地方公共団体との連携

- ・ 地域住宅計画において、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む旨が具体的に明記されること
- ・ 居住支援協議会等を設け、本事業による住宅の物件情報の提供等、所要の措置を講ずること

居住支援協議会について

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施。（住宅セーフティネット法第10条第1項にもとづく居住支援協議会の活動を支援）

○ 概要

(1) 構成

地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援、福祉サービス等担当部局、宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体、居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等により構成

(2) 役割

居住支援に関する情報を関係者間で共有・協議した上で、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し必要な支援を実施

(3) 設立状況

現在、11協議会が設立済（H23.11.1時点）

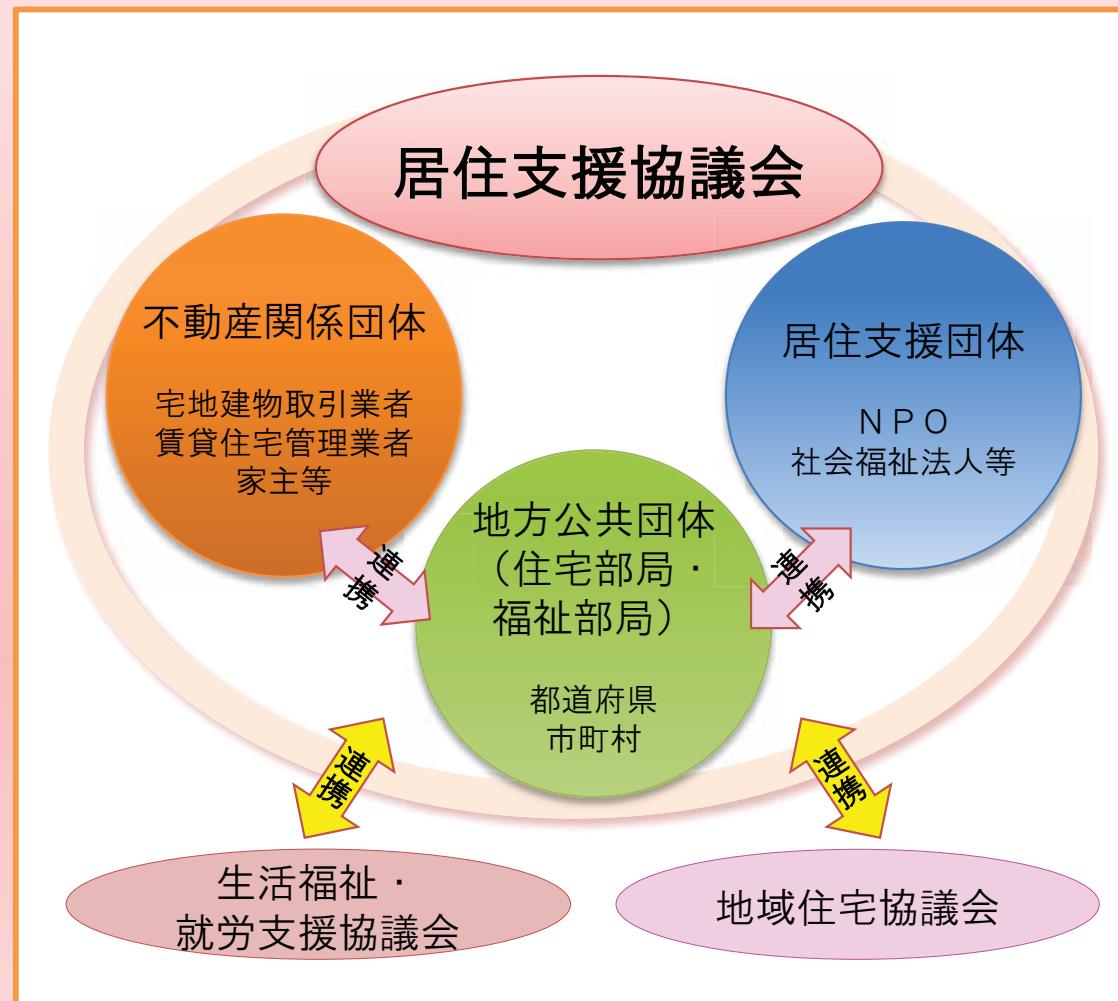
（北海道、岩手県、群馬県、埼玉県、神奈川県、愛知県、三重県、兵庫県、徳島県、福岡市、熊本市）

※都道府県、政令市以外では江東区が設立済み

(4) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援

- ・補助限度額：協議会あたり1,000万円
- ・予算額：7.0億円の内数（H24年度予算案）



平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に係る疑義回答について

(共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練）

1

共同生活介護（ケアホーム）・共同生活援助（グループホーム）に関するQ & A

（夜間支援体制加算・夜間防災・緊急時支援体制加算）

問 1

- ① 夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定対象とならないケアホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。
- ② 一体型事業所として運営しているグループホーム利用者の夜間の連絡体制・支援体制を夜間支援体制加算（Ⅰ）により評価されているケアホームの夜間支援従事者により確保している場合、夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を算定することは可能か。

（答） ①、②のいずれも算定できない。

夜間支援体制加算（Ⅱ）及び夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）については、指定障害者支援施設の夜勤職員など別途の報酬等（ケアホームの夜間支援体制加算（Ⅱ）又はグループホーム若しくは宿泊型自立訓練の夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ）を除く。）で評価されている者により確保される連絡体制・支援体制は算定対象外としている。

（夜間支援体制加算（Ⅰ））

問 2 ケアホームの空床を利用して短期入所事業を実施する場合、ケアホームの夜間支援従事者を短期入所事業の夜勤職員が兼務しても差し支えないか。

（答） 差し支えない。夜間支援体制加算（Ⅰ）の算定要件として専従の夜間支援従事者の配置を求めるところであるが、ケアホームの併設事業所又は空床利用型事業所として短期入所の事業を実施する場合に限って、短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。

(大規模住居等減算④)

問3 一体的な運営が行われているかどうかについては、どのように確認するのか。

(答) 各都道府県で使用している介護給付費等の算定に係る届出書類の一部を改正し(参考参照)、同一敷地内(近接地を含む。)にある共同生活住居の入居定員の合計が21人以上であるか否かを確認できるようにするとともに、これに該当する事業所のうち世話人及び生活支援員の勤務体制が共同生活住居間で明確に区分されている事業所については、別途、従業者の勤務体制・勤務形態に関する書類を勤務体制を区分している共同生活住居の単位ごとに作成させること等により、個別に減算対象となるかどうかを確認されたい。

(参考1) 様式の改正例

所定様式に以下の確認欄、注意書きを追記

● 同一敷地内（近接地を含む。）の共同生活住居の入居定員の合計数 (うちケアホームに係る入居定員の合計数)	人
--	---

注： ●欄が2人以上となる場合であって、世話人及び生活支援員の勤務体制を共同生活住居の間で明確に区分している場合には、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（様式●）を勤務体制を区分している共同生活住居の単位ごとに作成して添付すること。

(参考2) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表の例

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

(大規模住居等減算②)

問4 共同生活住居間で世話人の勤務体制のみ明確に区分されている場合は、大規模住居等減算の対象外となるか。

(答) 減算対象外とはならない。減算対象外となるのは、世話人、生活支援員のいずれの勤務体制も共同生活住居の間で明確に区分されている場合に限る。

(大規模住居等減算③)

問5 「近接的な位置関係」の範囲について明確にされたい。

(答) 「近接的な位置関係」とは、「共同生活住居が隣接して設置されている場合又は共同生活住居を隔てる公道等に共同生活住居の敷地が面している場合」を想定している。

(大規模住居等減算④)

問6 同一敷地内にある21人の共同生活住居と7人の共同生活住居が一体的に運営されている場合、それぞれに適用する減算率はどうなるのか。

(答) 一体的な運営が行われる共同生活住居に大規模住居（1つの共同生活住居の入居定員が8人以上である場合）が含まれる場合、大規模住居には**大規模住居に対する減算割合を優先して適用**することとなる。このため、お尋ねのケースのそれぞれの減算率は、

- ・ 21人の共同生活住居 → 100分の93
- ・ 7人の共同生活住居 → 100分の95

となる。

(通勤者生活支援加算①)

問7 通常の事業所に雇用されている利用者の割合（100分の50以上）については、共同生活住居単位で要件を満たせばよいか。

(答) 重度者支援加算等と同様に事業所の体制を評価することとしているため、共同生活住居単位ではなく**事業所単位で要件を満たす必要がある**。

(通勤者生活支援加算②)

問8 グループホーム、ケアホーム一体型事業所については、事業所全体ではなくそれぞれの類型ごとに算定要件を満たしていればよいか。

(答) 貴見のとおり。

(通勤者生活支援加算③)

問9 パートタイマーなど短時間労働者についても通常の事業所に雇用されている利用者に含めてよいか。

(答) 貴見のとおり。

2

宿泊型自立訓練に関するQ & A

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

問 1 0 精神障害者生活訓練施設からグループホームに移行した事業所が、その後、宿泊型自立訓練に移行した場合は、法附則第20条の設備に関する経過措置は適用されないのであるか。

(答) 法附則第20条の宿泊型自立訓練の設備に関する経過措置については、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等を適用対象としていることから、その時点で運営していた施設等については、グループホームに移行した後に宿泊型自立訓練に移行した場合であっても当該経過措置が適用される。

また、これと同様に、平成18年10月1日に運営していた精神障害者生活訓練施設等が宿泊型自立訓練に移行した後にグループホーム、ケアホームに移行した場合（平成18年10月1日以降に増築、改築等により建物の構造を変更したものを除く）には、法附則第19条の精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例が適用される。

(長期入院者等に対する支援の評価 ①)

問 1 1 宿泊型自立訓練の利用開始後に「生活訓練サービス費（Ⅲ）」から「生活訓練サービス費（Ⅳ）」に算定区分を変更することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練の利用開始時に「生活訓練サービス費（Ⅲ）」を算定していた者であっても、その後の利用実績や改善効果、また、サービス管理責任者による評価や指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案等を踏まえた上で、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと市町村が認める場合には、「生活訓練サービス費（Ⅳ）」に算定区分を変更して差し支えない。

なお、算定区分を変更した場合には、受給者証の「訓練等給付の支給決定内容欄」（四面）の「支給量等」欄に「長期入院等」と記載する必要があるので留意されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価 ②)

問 1 2 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者については、平成24年4月1日までの間に標準利用期間が3年間と認められるか否かを各市町村において判断する必要があるのか。

(答) 平成24年度以前から宿泊型自立訓練を利用している者のうち平成24年4月1日時点で利用期間が2年を超していない者については、適用される標準利用期間にかかわらず基本報酬の水準は変わらないため、便宜上、次回の支給決定のタイミングまで「生活訓練サービス費（Ⅲ）」を算定することとして差し支えない。一方で、その時点で利用期間が2年を超える者については、適用される標準利用期間によって算定できる基本報酬の水準が異なることから、事業所等と緊密に

連携の上、平成24年3月31日までの間に各市町村において該当する利用者の標準利用期間について適切に判断されたい。

(長期入院者等に対する支援の評価 ③)

問13 例えは、精神障害者福祉ホームB型から宿泊型自立訓練に移行した場合の入居者の標準利用期間の起算点は移行した時点からでよいか。

(答) よい。なお、精神障害者福祉ホームB型及び知的障害者通勤寮に入居していた者が引き続き宿泊型自立訓練を利用している場合については、その者的心身の状況や地域の社会資源の整備状況等に応じて、標準利用期間を超えて支給決定期間を更新しても差し支えないものとする。

(長期入院者等に対する支援の評価 ④)

問14 「長期間入院していた者」の「長期間」とはどのくらいの期間か。

(答) 概ね1年以上を想定している。ただし、長期入院者等の標準利用期間を3年間としているのは、長期間の支援が必要な者を適切に支援するための措置であり、また、利用者個々人の障害特性・障害の程度に大きな差があることを踏まえれば、1年という期間を一律に適用した場合には、かえって合理性を欠くことになるおそれがあるので、その運用が硬直的にならないよう留意されたい。 なお、既に障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししているとおり、病院や入所施設に長期間入院・入所していた者に限らず、例えは、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者についても「生活訓練サービス費(IV)」の算定対象となるので留意されたい。

(食事提供体制加算)

問15 日中活動サービスを利用し、昼食の提供を受けた利用者について、宿泊型自立訓練において食事提供体制加算を算定することは可能か。

(答) 宿泊型自立訓練における食事提供体制加算については、主に夜間の食事を提供する体制について評価するものであり、昼間の食事提供体制を評価する日中活動サービスの食事提供体制加算との併給は可能である。

(以上)

発達障害施策の状況

<国の役割>

発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備

国

調査・研究	支援手法の開発	人材育成	情報提供・普及啓発
<ul style="list-style-type: none">・定義・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS)	<ul style="list-style-type: none">・幼児療育手法の開発・家族支援・地域生活支援プログラムの開発・青年期・成人期の支援モデルの開発	<ul style="list-style-type: none">・秩父学園等における発達障害支援に関わる職員等の研修・国が指定した民間施設における実地研修	<ul style="list-style-type: none">・発達障害情報・支援センター(国立リビング・ショーセンター内に設置)・世界自閉症啓発デー(4/2)・発達障害啓発週間(4/2～8)

地域における支援体制を整備（国庫補助）

都道府県

<都道府県の役割>

発達障害児・者に対する地域生活支援の充実／関係部局の相互の連携確保

発達障害者支援体制整備事業(国庫補助)

- ・市町村の支援体制の状況把握、サポート

- ・関係部局の連携による支援の充実に向けた検討

- ・ハーベストメタの養成
- ・ハーベストメタコーディネーターの配置

発達障害者支援センター(国庫補助)

専門的相談

相談支援
発達支援
就労支援

発達障害児・者家族への支援

市町村

<市町村の役割>発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援

- 早期発見・早期対応の充実【平成24年度予算案】
 - ・巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増(66か所→113か所)

災害時支援

【平成24年度予算案】

- 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業
 - ・防災拠点スペースの整備

- 発達障害者に対する災害時支援整備事業
 - ・災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成
(都道府県・市町村：15か所)

厚生労働省における発達障害者支援施策（平成24年度予算案）

課題	平成24年度予算案	【1,246百万円(1,182百万円)】()内は平成23年度予算 ※発達障害者支援のための災害時支援整備事業(復興庁予算計上:45百万円)を含む。
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成	①発達障害者支援体制整備事業 【202百万円(202百万円)】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県・指定都市で、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施	
●全県的な相談支援の充実	②発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】 発達障害者やその家族などに、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施 ③子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中心とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築	
2 支援手法の開発	④発達障害者支援開発事業 【232百万円(298百万円)】 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立 ⑤巡回支援専門員整備事業 【267百万円(156百万円)】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、スタッフや親に助言等を実施(66→113市町村) ⑥発達障害児及び家族の支援事業 【11百万円(0百万円)】 家族短期入所、訪問支援等を通じた支援プログラムの開発や、地域の関係機関との連携体制の整備を国立秩父学園で実施	
3 就労支援の推進	⑦若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【286百万円(281百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導とともに、きめ細かな就労支援を実施 ⑧発達障害者雇用開発助成金 【59百万円(59百万円)】 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主への助成 ⑨発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(21百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施 ⑩発達障害者に対する職業訓練の推進 【20百万円(68百万円)】 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進 ⑪発達障害者就労支援普及・定着化事業 【11百万円(0百万円)】 発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発を国立障害者リハビリテーションセンターで実施	
4 人材の育成	⑫発達障害者支援者実地研修等の研修事業 【20百万円(32百万円)及び(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数】 ・地域で指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための実地研修を実施 ・小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場での対応を充実	
5 情報提供・普及啓発	⑬発達障害情報・支援センター 【58百万円(52百万円)】 国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解を促進 ⑭「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(13百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るために普及啓発活動を実施	

【東日本大震災復旧・復興経費】

○災害時の障害福祉サービス提供体制の整備事業（防災拠点スペースの整備）【4,500百万円の内数】

○発達障害者に対する災害時支援整備事業（災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成）【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上：45百万円】

発達障害者に対する災害時支援整備事業

平成24年度予算案: 45百万円(復興庁予算に計上)

発達障害の特性

発達障害のある方は、見た目では障害があるようには見えないことがあるが、①周囲が想像する以上に過敏であり、大勢の人のいる環境が苦痛で避難所の中に居られない、②日常生活の変化が苦手な場合が多く、生活リズムの変化が健康状態やストレスの蓄積に与える影響がさまざまであり、本人や家族の支援に個別対応が必要。

東日本大震災においては、避難所の中に居られず、自動車での生活や、被災した自宅に戻るなどの事例が見られたところ。

→発達障害児・者支援として、災害時の居場所、必要なニーズの把握・支援の継続などが課題

事業の目的

震災等の災害が発生した際の発達障害児・者の安否確認、支援ニーズの把握や必要な支援を継続するため、関係機関が連携した災害時支援システムの整備など、災害時支援に効果的な方法等を構築する。

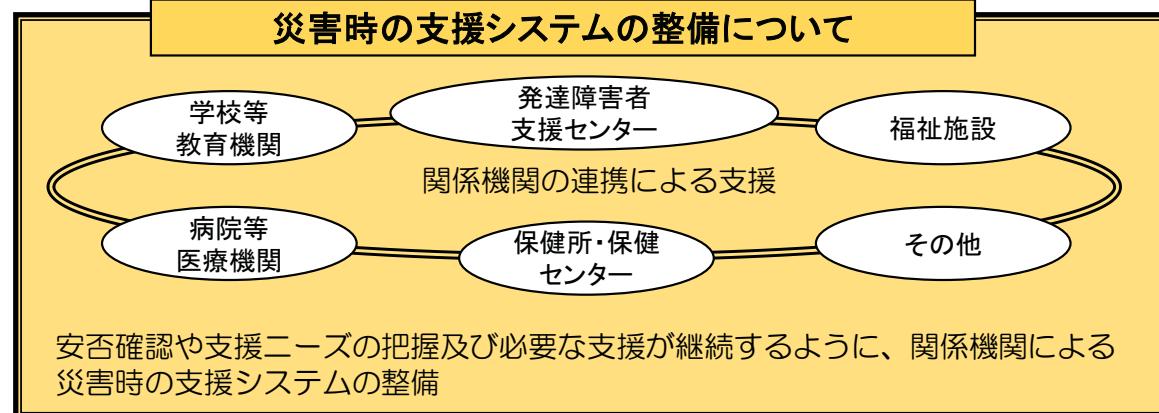
事業の内容

被災地などにおいて、発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や、避難場所の確保などの災害時の支援に効果的な方法をマニュアルとしてとりまとめ、その成果を全国に情報発信する。

○都道府県・市町村15か所でマニュアル作成 → 国において全国に情報発信

15か所(力所数) × 600万円(単価) × 1/2(補助率) = 4,500万円

発達障害者支援のためのマニュアル作成



避難所の確保について

- ・発達障害の特性（環境の変化への適応が難しいなど）に配慮し、避難場所を事前に指定

住民への理解促進について

- ・発達障害の特性について、住民の理解を促進など



国において全国の自治体に周知し、発達障害者に対する災害時支援を推進

巡回支援専門員整備事業の実施力所数の増【市町村事業】

平成24年度予算案:2.7億円

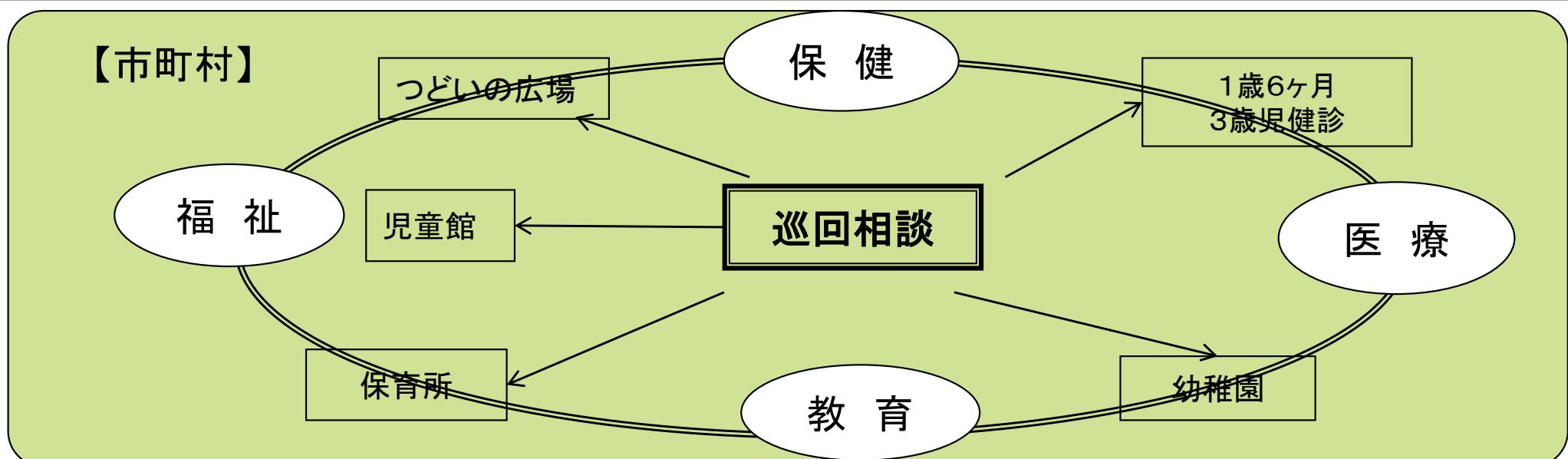
発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

※ 「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・医師、児童指導員、保育士、臨床心理技術者、作業療法士、言語聴覚士等で発達障害に関する知識を有する者
- ・障害児施設等において発達障害児の支援に現に携わっている者
- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、発達障害に関する知識・経験を有する者

○専門員は、秩父学園で実施している発達障害に関する研修や地域の発達障害者支援センター等が実施する研修等を受講し、適切な専門性の確保を図る。

【予算力所数:平成23年度:66か所→平成24年度:113か所】



「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～23年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
北海道	○	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○					
秋田県							
山形県	○	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○	○
茨城県	○	○	○				
栃木県	○	○	○	○	○	○	○
群馬県						○	○
埼玉県	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○		○		
東京都	○	○	○	○	○		
神奈川県	○	○	○			○	○
新潟県	○	○	○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○	○
山梨県	○	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○	○
奈良県	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○				○
鳥取県			○	○	○	○	○
島根県	○	○				○	○
岡山县		○	○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
広島県		○	○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県							
高知県	○	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○				
宮崎県			○		○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○	○
沖縄県		○	○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○				
横浜市	○	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○	○
相模原市						○	○
新潟市				○	○	○	○
静岡市			○	○	○	○	○
浜松市						○	○
名古屋市		○	○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○
岡山市					○	○	
広島市	○	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

発達障害に係る研修等(平成24年度実施予定)

発達障害者支援センター職員や医師等の発達障害施策に携わる職員を対象に、専門機関である国立機関等で相談・支援、療育、小児医療、精神医療を内容とする研修を実施し、各支援現場等における対応の充実を図る。

1 発達障害者支援センター職員研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図るために研修を実施する。

期 間 3日間及び2日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で相談支援や家族への支援を担当する職員 140名

2 発達相談支援員研修

「巡回支援専門員整備事業」を担う専門員をはじめとする発達障害支援担当者を対象とする研修を行い、巡回支援の技術の向上を図るために研修を実施する。

期 間 3日間 年2回
対 象 市町村の巡回支援専門員整備事業に従事する専門員等の発達障害支援を担当する職員 140名

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症入門コース

全国の知的・発達障害福祉関係者を対象に、障害特性の理解・課題行動への対応方法の習得を図るために研修を実施する。

期 間 3日間 年1回
対 象 全国の知的・発達障害福祉関係者 70名

②自閉症トレーニングセミナー

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通した療育援助技術の習得を図るために研修を実施する。

期 間 2日間 年2回
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 40名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国的精神医療機関の医師等

<実施機関>

- 1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 学院
4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター

※各研修等の期間・回数等は予定

「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障害啓発週間」(4月2~8日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタール国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】(平成24年度 開催(案))

【国における取組】

○世界自閉症啓発デー2012・シンポジウム

- ・日時 平成24年4月7日(土曜日) 10:00~16:30
- ・場所 瀬戸内ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省、日本自閉症協会 (大会実行組織:世界自閉症啓発デー・日本実行委員会)
- ・共催 日本発達障害ネットワーク、日本自閉症スペクトラム学会、全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会、国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府、法務省、外務省、文部科学省、国土交通省 他

○東京タワークリスマス

- ・平成24年4月2日(月) 18:15(予定)~ 東京タワー・ライトアップ(ブルー)
- ・平成24年3月23日(金)~4月8日(日) 東京タワーでの啓発展示

○各都道府県等においても、関係機関や関係団体等と連携しながら、名所旧跡のブルーライトアップ、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じて創意工夫を図りながら、広く一般市民への関心を高めるような普及啓発を実施することにより、地域住民への発達障害の理解を促進。

○これらの取組内容について、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会 WEBサイト<http://www.worldautismawarenessday.jp>に掲載予定。

障障地発0119第1号
平成24年1月19日

都道府県
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成24年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところですが、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところです。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会と捉え、自閉症・発達障害関係団体の協力を得ながら、東京の名所旧跡でのライトアップ（ブルー）や世界自閉症啓発デー2012・シンポジウムの開催等の広報・啓発の取組を実施することとしております。

つきましては、貴都道府県・指定都市におかれましても、地域住民等への自閉症等の発達障害に関する理解の促進が図られるよう、次のような広報・啓発等の取組の実施にご協力いただくとともに、貴管内の関係行政機関（都道府県にあっては管内の中核市及び市区町村を含む。）及び関係団体等に周知いただき、貴管内において連携した取組が実施されますようお願い申し上げます。

特に、名所旧跡でのライトアップの取組につきましては、世界のいくつかの国において世界自閉症啓発デーに賛同し、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）の当日に実施されるものであり、東京だけでなく日本各地で実施することで国民の关心を得るなど、普及啓発の相乗効果が高まるものと考えております。

こうした趣旨等に鑑み、貴都道府県・指定都市におかれましても同様の取組が実施されますよう、格段のご協力をお願いいたします。

1. 広報・啓発等の取組の実施

広く一般の関心を高めるように、名所旧跡のライトアップ（ブルー）やイルミネーション、シンポジウムの開催等による広報・啓発等の取組を実施し、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進を図ります。

【取組例】

- (1) 名所旧跡のライトアップ（ブルー）等の実施
 - 名所旧跡をブルーにライトアップ
※東京タワーで実施予定。全国各地で実施することで、より効果が高まります。
 - 駅前の街路樹や商店街の店舗をブルーのイルミネーションで装飾
- (2) テレビ、新聞、機関誌、広報誌及びインターネットなどを通じての広報啓発
- (3) シンポジウム・講演会・研修会等の開催
- (4) ポスター、リーフレット等の作成、配布
- (5) その他、関係団体等との協力による取組
 - 発達障害支援関係者（行政担当者、関係団体メンバー等）のブルーシャツ着用による周知
 - 当事者の方や地域の方の参加による啓発ウォーク、パレード等の実施
 - 当事者の方の作品による芸術展、展示会の開催
 - 地域のスポーツチームとの連携によるキャンペーンの実施
 - など

2. 広報・啓発等の取組事例の公表

貴都道府県・指定都市や関係行政機関及び関係団体等における広報・啓発の取組については、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、下記We bサイトに掲載させていただきますので、別紙に記入の上、2月24日（金）までにメールにて送付いただけますようお願いします。

なお、各都道府県・指定都市で実施する行事等については、テレビや新聞等に取り上げられるよう、厚生労働省において記者発表を行う予定です。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）】

○<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

（世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供）

3. 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」の配布、掲示

厚生労働省において、世界自閉症啓発デーのポスター・リーフレットを作成いたしましたので、管内市区町村及び関係機関等への配布、掲示に御協力のほど、よろしくお願ひします。

※1 ポスターについては平成24年2月上旬に発送予定です。

※2 ポスターの部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

地域移行・障害児支援室発達障害支援係 小島、中谷

電 話：03-5253-1111（内線3038）

F A X：03-3591-8914

e-mail : nakatani-saori@mhlw.go.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課地域移行・障害児支援室発達障害支援係 宛

(E-mail :)

世界自閉症啓発デー関連情報について

都道府県・指定都市名

①広報啓発の取組名 (イベント名)	
②取組（イベント）の内容	
③主催者・共催者等	
④開催場所	
⑤開催日時	
⑥参加者（対象者） 参加（募集）人数	
⑦照会先	電話：()

※複数の取組（イベント）を実施される場合には、別々に提出してください。

発達障害者雇用開発助成金

【59百万円(59百万円)】

1 趣旨

発達障害のある人は、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱えている場合が多く、就職・職場定着には困難が伴うが、事業主においては、発達障害者の雇用経験が少ないとことや、発達障害者について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、発達障害者の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

発達障害者を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※

※ 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

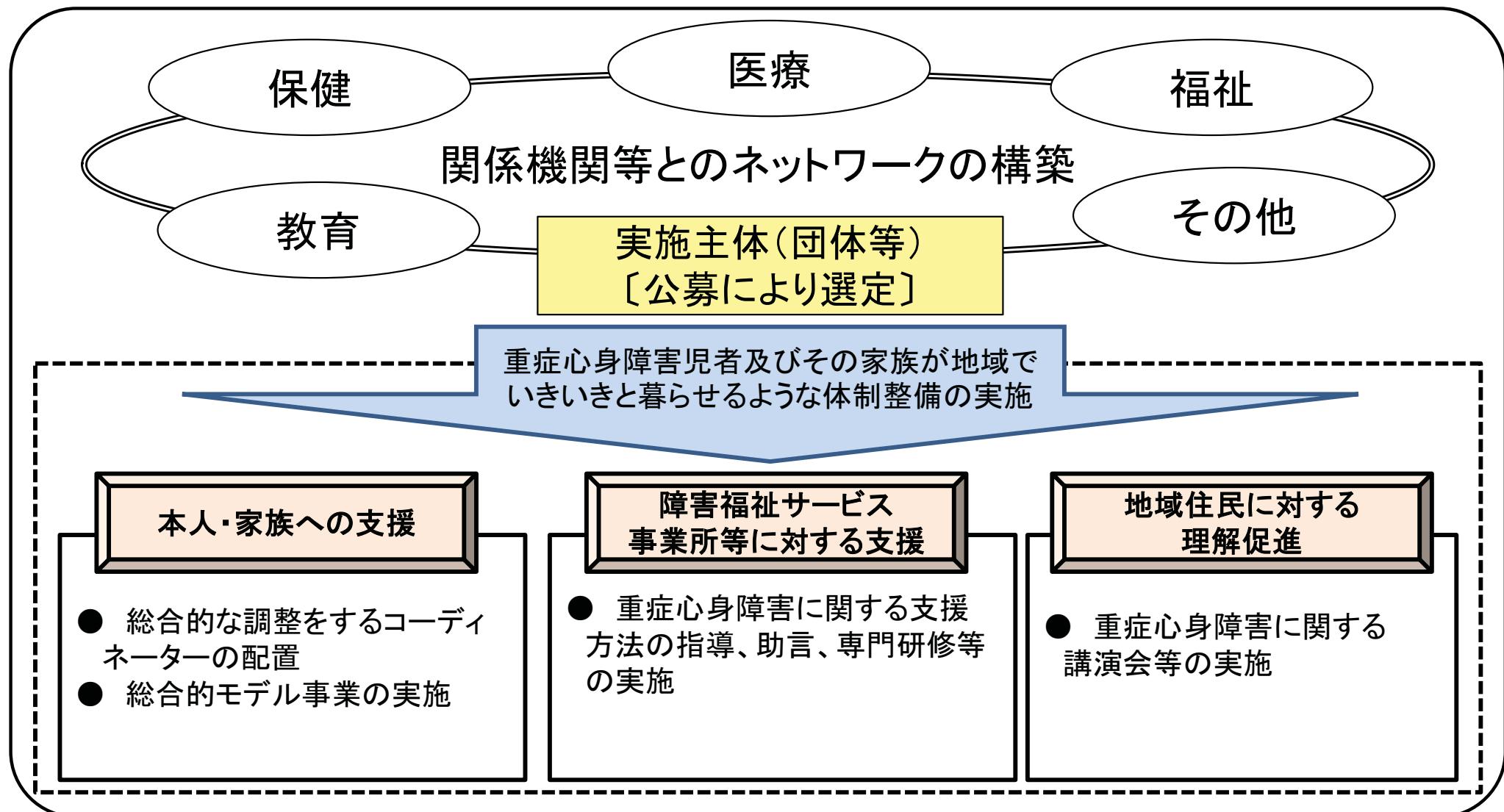
(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

重症心身障害児者の地域生活モデル事業〔新規〕

【平成24年度予算案 24百万円】

重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取り組みを行う団体等に対して助成を行い、あわせて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る。



地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表（案）

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p>別紙1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（同右）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、<u>成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等</u></p>	<p>別紙1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 事業内容</p> <p>（1）市町村地域生活支援事業</p> <p>障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する法人をいう。）、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行</p>

<p>の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>
<p>ア 相談支援事業 (別記 1)</p>	<p>ア 相談支援事業 (別記 1)</p>
<p>イ <u>成年後見制度利用支援事業</u> (別記 2)</p>	
<p>ウ コミュニケーション支援事業 (別記 3)</p>	<p>イ コミュニケーション支援事業 (別記 2)</p>
<p>エ 日常生活用具給付等事業 (別記 4)</p>	<p>ウ 日常生活用具給付等事業 (別記 3)</p>
<p>オ 移動支援事業 (別記 5)</p>	<p>エ 移動支援事業 (別記 4)</p>
<p>カ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 6)</p>	<p>オ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 5)</p>
<p>キ その他の事業 (別記 7)</p>	<p>カ その他の事業 (別記 6)</p>
<p>(2) 都道府県地域生活支援事業</p>	<p>(2) 都道府県地域生活支援事業</p>
<p>専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>	<p>専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。</p>
<p>ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 8)</p>	<p>ア 専門性の高い相談支援事業 (別記 7)</p>
<p>イ 広域的な支援事業 (別記 9)</p>	<p>イ 広域的な支援事業 (別記 8)</p>
<p>ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 (別記 10)</p>	<p>ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業 (別記 9)</p>
<p>エ その他の事業 (別記 11)</p>	<p>エ その他の事業 (別記 10)</p>

<p>(3) (同右)</p> <p>4～6 (同右)</p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) <u>基幹相談支援センター等機能強化事業</u></p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>基幹相談支援センター等に配置すること</u>や、<u>基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施すること</u>により、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>(注) 「<u>基幹相談支援センター</u>」については、別添2のとおりである。</p> <p>イ 事業内容</p>	<p>(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(別記1)</p> <p style="text-align: center;">相談支援事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) <u>市町村相談支援機能強化事業</u></p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を<u>市町村等に配置すること</u>により、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p>
--	---

<p>(ア) <u>基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員</u>_(注) <u>を配置。</u></p> <p><u>(注) 社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者</u></p> <p>(イ) <u>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> · <u>地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言</u> · <u>地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）</u> · <u>地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）</u> <p>(ウ) <u>基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> · <u>障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発</u> · <u>地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート</u> 	<p>(ア) <u>専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応</u></p> <p>(イ) <u>地域自立支援協議会</u>_(注1) <u>を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等</u></p> <p>ウ 専門的職員 <u>社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者</u></p>
--	---

ウ 留意事項

- (ア) 自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 市町村が設置する自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県が設置する自立支援協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

エ 留意事項

- (ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。
- (イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。
- (ウ) 都道府県自立支援協議会（注2）に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

（注1） 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。（財源は交付税により措置）

（注2） 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。（財源は交付税により措置）

<p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>ア （同右）</p> <p>イ 事業内容</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。</p> <p>（ア） 入居支援</p> <p>不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。</p> <p>（イ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整</p> <p>利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。</p> <p>ウ 対象者</p> <p>障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。</p> <p>ただし、イ（ア）は、現に<u>障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所</u>に入所している障害者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設け</p>	<p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 事業内容</p> <p>賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者等について、主に次の支援を行う。</p> <p>（ア） 入居支援</p> <p>不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。</p> <p><u>（イ） 24時間支援</u></p> <p><u>夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。</u></p> <p>（ウ） 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整</p> <p>利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。</p> <p>ウ 対象者</p> <p>障害者等であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。</p> <p>ただし、現に<u>グループホーム等</u>に入居している者を除く。</p>
--	---

られているものを含む。以下同じ。) に入院している精神障害者を除く。

エ 経過的取扱い

以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。

なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。

(ア) 現に障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設若しくは療養介護事業所に入所している障害者又は精神科病院

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の

	<p><u>権利擁護を図ることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 事業内容</u></p> <p><u>成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。</u></p> <p><u>ウ 対象者</u></p> <p><u>障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者</u></p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、自立支援</p> <p style="text-align: right;">【別添1】</p> <p style="text-align: center;">障害者相談支援事業</p> <p>1 概要</p> <p>市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。</p> <p>また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、<u>地域自立</u></p>
--	--

<p>協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定<u>特定相談支援事業者</u>又は指定<u>一般相談支援事業者</u>への委託可）</p> <p>（注1） 指定<u>特定相談支援事業者</u>又は指定<u>一般相談支援事業者</u>に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、<u>市町村が設置する自立支援協議会</u>において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。</p> <p>3 事業の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） （3） 社会生活力を高めるための支援 （4） ピアカウンセリング （5） 権利の擁護のために必要な援助 （6） 専門機関の紹介 等 	<p>支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。</p> <p>2 実施主体</p> <p>市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）</p> <p>（注1） 指定相談支援事業者に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、<u>地域自立支援協議会</u>において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。</p> <p>3 事業の具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等） （3） 社会生活力を高めるための支援 （4） ピアカウンセリング （5） 権利の擁護のために必要な援助 （6） 専門機関の紹介 （7） 地域自立支援協議会の運営 等
---	---

<p>(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定<u>特定相談支援事業者</u>又は指定<u>一般相談支援事業者</u>に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能</p>	<p>(注2) 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能。</p>
<p>4 相談支援体制の例</p> <p>相談支援体制については、<u>市町村が設置する自立支援協議会</u>を中心とした、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。</p> <p><u>また、障害者自立支援法の一部改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター（法第77条の2第1項の基幹相談支援センターをいう。）を市町村において設置することが望ましい。</u></p> <p>なお、この他、想定される例としては、下記のとおり。</p> <p>(1) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。 (2) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。</p> <p>5 (同右)</p>	<p>4 相談支援体制の例</p> <p>相談支援体制については、<u>地域自立支援協議会</u>を中心とした、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。</p> <p>なお、想定される例としては、下記のとおり。</p> <p>(1) 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。 (2) 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。 (3) 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 地域自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム</p>

づくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、当事者、学識経験者 等

(主な機能)

- ・中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて隨時開催）
- ・地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・地域の社会資源の開発、改善
- ・市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

【別添2】

基幹相談支援センター

1 目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行うこととする目的とする施設である。

2 設置主体

(1) 市町村

(2) 市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※ (2) の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

3 設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地

域における相談支援の体制、人材確保の状況等)に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

4 業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第9条第5項第2号及び3号、知的障害者福祉法第9条第5項第2号及び第3号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第49条第1項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者的人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）
- ・ 地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組

<p>(連携会議の開催等)</p> <p>(3) 地域移行・地域定着の促進の取組</p> <ul style="list-style-type: none">障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート <p>※ 基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する自立支援協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。</p> <p>(4) 権利擁護・虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none">成年後見制度利用支援事業の実施障害者等に対する虐待を防止するための取組 <p>5 人員体制</p> <p>基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。</p> <p>6 秘密保持</p> <p>基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>7 その他</p>	
---	--

- (1) 市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。
- (2) 市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、自立支援協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。
- (3) 基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

(別記2)

成年後見制度利用支援事業

1 目的

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用する二とが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

2 事業内容

成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第〇条の〇に定める費用(成

年後見制度の申し立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び
後見人等の報酬等)の全部又は一部を補助する。

3 対象者

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又
は精神障害者であり、後見人等の報酬等必要となる経費の一部につ
いて、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認め
られる者

(別記3)

コミュニケーション支援事業

1～4 (同右)

(別記4)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記5)

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1～4 (略)

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1～4 (同右)

(別記4)

<p>移動支援事業</p> <p>1～3 (同右)</p> <p>(別記<u>6</u>)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容 (同右) (1)、(2) (同右) (3) 利用者数等</p> <p><u>上記事業の利用者数等の例としては、以下のとおり。</u></p> <p>ア～ウ (同右)</p> <p>3 (同右)</p> <p>(別記<u>7</u>)</p> <p>その他の事業</p>	<p>移動支援事業</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(別記<u>5</u>)</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容 (略) (1)、(2) (略) (3) 利用者数等</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(別記<u>6</u>)</p> <p>その他の事業</p>
--	---

(1) ~ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 目的

更生訓練費の支給、又は就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。

イ 支給対象者

更生訓練費給付事業にあっては、就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者とする。ただし、障害者福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

施設入所者就職支度金給付事業にあっては、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

ウ 支給額

市町村が認めた額とする。

(1) ~ (5) 略

(6) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 更生訓練費給付事業

(ア) 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設(身体障害者療護施設を除く。以下「施設」という。)に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(イ) 支給対象者

法第19条第1項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第18条第2項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者とする。

(ウ) 支給額

実習及び訓練に要する費用として市町村が認めた額とする。

イ 施設入所者就職支度金給付事業

(ア) 目的

法附則第41条第1項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図るこ

	<p><u>とを目的とする。</u></p> <p><u>(イ) 支給対象者</u></p> <p>法附則第21条第1項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第18条第2項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。</p> <p><u>(ウ) 支給額</u></p> <p>市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認めた額とする。</p>
(7)～(11) (同右)	(7)～(11) (略)
(12) 地域移行のための安心生活支援事業	(12) 地域移行のための安心生活支援事業
<p>ア 目的</p> <p>障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていくよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援体制を整備する。</p>	<p>ア 目的</p> <p>障害者が地域で安心して暮らすための<u>支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備すること</u>により、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていくよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>障害者が地域で安心して暮らしていくよう、以下の地域生活への移行や定着のための<u>支援策等を盛り込んだプラン（以下、「地域移行推進重点プラン」という。）を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支</u></p>

<p>(ア) <u>居室確保事業（緊急一時的な宿泊・体験的宿泊）</u> <u>緊急一時的な宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室を確保する。</u></p> <p><u>(イ) コーディネート事業</u> <u>地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。</u></p>	<p><u>援する。</u></p> <p>なお、(ア) 地域安心生活支援体制強化事業の「a 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。</p> <p>(ア) <u>地域安心生活支援体制強化事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> a <u>緊急時相談支援事業</u> <u>夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。</u> b <u>緊急時ステイ事業</u> <u>緊急一時的な宿泊場所を提供する。</u> c <u>地域生活体験事業</u> <u>地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。</u> <u>(自立支援給付の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。)</u> d <u>コーディネート事業</u> <u>地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。</u> <p><u>(イ) 地域移行特別支援事業</u> <u>地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。</u></p> <p><u>ウ 留意事項</u></p> <p>(ア) <u>地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を</u></p>
---	--

	<p><u>担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。</u></p> <p><u>(イ) 地域移行推進重点プランについては、上記イの（ア）及び（イ）の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等をはじめ、グループホーム・ケアホームの整備や都道府県単位の事業である精神障害者アウトリーチ推進事業との連携を図ることなど総合的に盛り込むこと。</u></p>
<p><u>ウ 経過的取扱い</u></p> <p><u>障害者が地域で安心して暮らしていくよう地域生活への移行や定着のための支援策を盛り込んだプラン（地域移行推進重点プラン）を作成してこれに基づき実施する以下の事業については、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正により創設された地域移行支援・地域定着支援の実施体制が整備されるまでの間、経過的に実施できるものとする。</u></p> <p><u>なお、市町村は、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めること。</u></p> <p><u>(ア) 緊急時相談支援事業</u> <u>夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。</u></p> <p><u>(イ) 緊急時ステイ事業</u> <u>緊急一時的な宿泊場所を提供する。</u></p> <p><u>(ウ) 地域生活体験事業</u></p>	

<p><u>地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供する。</u></p> <p>(13) 成年後見制度普及啓発等事業</p> <p>ア 目的</p> <p><u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。</u></p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業</p> <p><u>成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業を実施する。</u></p> <p>(イ) 法人後見立ち上げ支援事業</p> <p><u>障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。</u></p> <p>(14) 障害児支援体制整備事業（仮称）</p> <p><u>(検討中)</u></p> <p>(別記8)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p>	<p>(別記7)</p> <p>専門性の高い相談支援事業</p>
---	----------------------------------

<p>1、2 (同右)</p> <p>【別添3】</p> <p>1、2 (同右)</p> <p>(別記<u>9</u>)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますを目的とする。</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ (同右)</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>【別添2】</p> <p>1、2 (略)</p> <p>(別記<u>8</u>)</p> <p style="text-align: center;">広域的な支援事業</p> <p>1 目的 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになりますを目的とする。</p> <p><u>(注) 交付税を財源として実施される「都道府県自立支援協議会」に加えて、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。</u></p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～ウ (略)</p>
--	---

エ 留意事項

都道府県が設置する自立支援協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

エ 留意事項

都道府県自立支援協議会(注)において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

(注) 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する（財源は交付税により措置）。

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、当事者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

- 都道府県内の地域自立支援協議会単位（市町村）ごとの相談支援体制の状況を把握、評価し、整備方策を助言
- 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- 都道府県全域における社会資源の開発、改善

	<p>・ <u>その他（権利擁護の普及に関すること等）</u></p>
(別記 <u>10</u>)	(別記 <u>9</u>)
サービス・相談支援者、指導者育成事業	サービス・相談支援者、指導者育成事業
1～3 (同右)	1～3 (略)
(別記 <u>11</u>)	(別記 <u>10</u>)
その他の事業	その他の事業
○ 実施事業 (1)～(8) (同右)	○ 実施事業 (1)～(8) (略)
<u>(9) 成年後見制度普及啓発事業</u> <u>ア 目的</u> <u>成年後見制度の利用促進のための普及啓発や法人後見の立ち上げの支援を行うことにより、障害者の成年後見制度の利用を促進するための体制整備を図ることを目的とする。</u>	
<u>イ 事業内容</u> <u>(ア) 成年後見制度利用促進のための普及啓発事業</u> <u>成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う</u>	

事業を実施する。

(イ) 法人後見立ち上げ支援事業

障害者の親の会などによる法人後見を行う事業所を開設するために必要となる設備整備・職員研修等を支援する。

(別記 12)

特別支援事業

1、2 (同右)

別紙2 (同右)

(別記 11)

特別支援事業

1、2 (略)

別紙2 (略)

